

## 総量削減義務と排出量取引制度におけるその他ガス削減量算定ガイドライン 改正概要（2024（令和6）年9月）

- 再生可能エネルギー及び非化石燃料の使用量の把握・報告を義務付けるため、第1部について、当該燃料等に関する排出活動等の考え方を含めた内容に改正
- その他ガス削減量の算定について、算定に使用する地球温暖化係数を第4計画期間の改正内容に合わせて改正
- 第2部その他ガス削減量の算定方法について、事業所の使用開始時期が平成20年度途中以降からの場合、平成22年度以降から申請前年度のうち連続する3年度を基準年度とすることができるよう算定方法を改正
- 第3部モニタリング計画及び算定結果の報告手続について、平成22年度以降から申請前年度のうち連続する3年度を基準年度とした場合の報告手続を含む内容に改正
- 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- その他軽微な修正